

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 海洋汚染防止緊急措置手引書及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に関する事務を海事局の所掌事務に追加すること等とすること。（本則関係）

第二 この政令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行することとすること。（附則関係）